

## 仕様書

### 1 目的

青森県が新たに設置する首都圏情報受発信拠点施設の整備及び運営等の指針となる基本構想の策定

### 2 委託業務名

首都圏における情報受発信交流拠点 基本構想策定業務

### 3 委託業務の内容

青森県が新たに設置する首都圏情報受発信交流拠点施設（以下「拠点施設」という）の基本的な考え方や条件、機能等について、以下の項目を整理し基本構想を策定する。

なお、策定にあたっては、これまでに整理した内容（後述「5 委託業務の条件等」）を踏まえること。

- (1) 拠点施設の考え方（基本方向・役割に基づくコンセプト整理）
- (2) 拠点施設における各機能（物産販売、交流催事、ブランドイメージの発信）の取組内容案（ターゲット整理を含む）
- (3) 開設までのプロセス、与件の整理  
建築与件調整を含め、開設までに必要な与件や課題を整理し、スケジュールを策定するとともに課題をまとめる。※施設の設計・工事以外での賃貸借契約に係る手続き・調整を除く。
- (4) その他必要となる項目

### 4 成果品

本業務の成果品は以下（1）～（5）に定めるものとし、紙及び電子データを所定の期日までに提出すること。なお、電子データはPDFファイル及び加筆修正ができるファイルを記録媒体にて提出すること。

- (1) 基本構想 正本（A4）2部、副本（A4）2部
- (2) 基本構想概要版 正本（A4）2部、副本（A4）2部
- (3) 業務報告書 1部
- (4) 上記（1）～（3）の電子データ 一式
- (5) その他、本業務の履行にあたり収集した資料等

### 5 委託業務の条件等

- (1) 本業務の実施にあたっては、以下の①～③に掲げる拠点施設の整備方針や、令和6年度に実施した「首都圏における新たな青森県拠点の方向性等調査・分析業務」における成果品を踏まえること。

#### ①基本方向

青森のヒト・コト・モノを通じて、青森と首都圏が交流し、魅力を発信する拠点を都内に設置する。

#### ②拠点の役割

ア リアルな体験の機会を提供する。

イ 首都圏のニーズや評価を把握し、フィードバックする。

ウ 市町村や県内企業・団体、県出身者等の活動を支援する。

③拠点の機能及び想定設置場所

ア 機能

- a 青森県の特産品を取りそろえた「物産販売」
- b 人・地域をつなぐ「交流・催事」（以下例）
  - ・商談会（県産品マッチング商談会、県内事業者の新商品発表会 等）
  - ・セミナー（旅行会社向け観光セミナー、就職セミナー 等）
  - ・交流（県人会交流会、県出身者の交流イベント 等）
  - ・催事（県内市町村・団体主催の物産展、工芸品制作体験会 等）
- c 青森らしさを伝える「ブランドイメージの発信」

イ 想定設置場所

東京都中央区 銀座エリア

ウ 開設時期

令和9年4月頃

【補足事項】

現時点における拠点施設の機能は「物産販売」「交流・催事」「ブランドイメージの発信」を想定し、それらの運営に要する「執務スペース（2名程度利用）」及び「ストックヤード（物産販売用商品及び交流スペース用什器）」の併設を想定している。

本業務の実施にあたっては、下記ア～イを踏まえた各機能ごとの利用シーンや活用イメージを記載すること。※レイアウト案及び参考イメージを作成すること。

ア 物産販売

青森県産品の販売（食品（常温・冷蔵・冷凍）、工芸品）を想定している。効果的な運営に資するよう、マーケティング（想定されるターゲット、顧客イメージ、訴求ポイント等）及びマーチャンダイジング（商品構成、商品の陳列イメージ、サービスの提供内容等）について分析に必要な条件をまとめ、方針を整理する。※詳細な分析（周辺状況の調査、利用者数・商品構成の検討）の実作業は計画以降の実施を予定しており、本業務では分析方針の整理を想定している。

イ 交流・催事

首都圏在住の方々と本県関係者との交流を創出するスペースを想定している。上記5

(1) ③アの例示を参考に、交流を生み出し人と地域をつなぐ役割に留意した企画提案を行うこと。

(2) その他特記事項

拠点施設における各機能（物産販売、交流催事、ブランドイメージの発信）の取組内容（ターゲット整理を含む）の企画提案については、以下の観点に留意すること。

- ・銀座エリアに集積する他自治体のアンテナショップと比べて、新規性・革新性が認められる企画提案とすること。
- ・多くの人が行き交う銀座エリアにあって、青森らしさを存分に感じられるとともに、青森を強く印象づけ、拠点施設への立ち寄りや利用を喚起する企画提案とすること。

6 委託期間

委託契約締結の日から令和8年3月31日（火）までとする。

## 7 その他

- (1) 本業務の実施にあたっては、発注者と十分な連絡調整を図りながら行うものとする。
- (2) 本業務により製作された資料等に係る著作権及び所有権は、業務完了と同時に発注者に移転・帰属するものとする。なお、本業務における成果品を発注者の許可なく他者に公表、貸与または使用してはならない。
- (3) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、発注者との協議により決定するものとする。